

令和4年(2022年)2月14日

報道機関各位

保健福祉部長 大泉 潤

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の確認書の送付等について

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、報道・取材方よろしく
お願いいたします。

記

1 住民税非課税世帯への確認書送付および返送

住民税非課税世帯等に対する1世帯あたり10万円の臨時特別給付金のうち、住民税非課税世帯（令和3年12月10日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯）として支給対象と見込まれる世帯へ本日2月14日(月)から順次「確認書」を発送しております。

確認書が届きましたら、記載内容を確認していただくほか、必要事項に記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

なお、令和3年1月2日以降の転入者等については、3月上旬以降の発送予定となっております。

2 支給時期

返送された「確認書」を受付後、記載事項の確認・審査等を経て、約3週間後に「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付するとともに、振込予定です。

3 家計急変世帯の申請書

住民税非課税世帯に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった「家計急変世帯」の申請書については、2月21日(月)から下記の窓口^に備え付ける予定です。

- ・市役所本庁舎の生活困窮者自立相談支援窓口および生活保護申請相談窓口
- ・各支所の生活保護申請相談窓口
- ・函館市社会福祉協議会の特例貸付相談窓口（若松町33番6号 あいよる）
- ・ハローワークはこだて（新川町26番6号 函館地方合同庁舎分庁舎）

4 お問い合わせ

○手続き方法などに関するお問い合わせ

「函館市コールセンター」 電話（フリーダイヤル）0120-685-667
午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

○制度に関するお問い合わせ

「内閣府コールセンター」 電話（フリーダイヤル）0120-526-145
午前9時から午後8時（土日祝を含む）

〔保健福祉部 非課税世帯等給付金担当〕
電話 0138-21-3951